

金の価格が上昇するにつれ、税にまつわるご相談も増えています。そこで今回は、投資される方の多い「金地金」の現物取引と上場投資信託の「金ETF」の課税を中心に、比較しながら解説します。

### ●購入・保有・売却時の課税

**【購入時】**金地金を買うときは、小売価格(投資家が業者から買う価格)に10%の消費税がかかります。金ETFに消費税はかかりません。

**【保有期間中】**どちらも税金はかかりません。

**【売却時】**両者に大きな違いが出るのは売るときです。金地金と金ETFのどちらも、「譲渡所得」として所得税と住民税がかかります<sup>※1</sup>が、計算方法はまったく違います。

金地金の譲渡所得は、他の所得と合算して「総合課税」の対象になるため、所得税は5%から45%の累進税率で、住民税は一律10%で課税されます。給与や年金といった他の所得のある方は、税負担が重くなる可能性があります。

それに対し、金ETFの譲渡所得は、株式や投資信託と同様に他の所得と区分して「分離課税」の対象になり、一律20.315%の税率で所得税・住民税が課税されます。

### ●その他、売却時の税の違い

金地金と金ETFの売却時の税については、他にも違いがあります。

**【長期・短期の別と特別控除額】**金地金を購入後5年以内に売った「短期譲渡」の場合は、譲渡益から特別控除額50万円を引いた残りの「全額」が課税対象になります。所有期間が5年を超える場合は、税負担の軽い「長期譲渡」になり、課税対象は50万円を引いた残りの「2分の1」に軽減されます。つまり、年間の譲渡益が特別控除額の50万円以下な

ら税金はかからず<sup>※2</sup>、また、長く持っていた方が税金は減り、得になります。

一方、金ETFには長期・短期の別や特別控除額はなく、譲渡益の全額が課税対象になります。

**【確定申告】**金地金の譲渡益が50万円を超える場合、原則として<sup>※3</sup>、確定申告が必要です。

金ETFは「源泉徴収ありの特定口座」で保有していれば、確定申告は不要ですが、「源泉徴収なしの特定口座」や「一般口座」の場合は、確定申告が必要になります。

なお、金ETFを「NISA口座」で購入した場合、譲渡益は非課税です。

**【損益通算】**金価格が将来下げに転じる可能性もあります。金地金を売って損失が出た場合、同じ年に他の総合課税の譲渡所得があるときは損益通算ができますが、給与や年金などの他の所得との損益通算はできません。

それに対し、分離課税の金ETFは、他の上場株式や投資信託の売却益や配当と損益通算ができ、控除しきれない損失は翌年以後3年間にわたり繰り越せる点がメリットです。

**【支払調書】**税の申告もれを防ぐため、税務署は取引業者や金融機関に対し、顧客との取引内容を調書などを通して報告する義務を課しています。

個人が一度の取引で200万円を超える金地金を売った場合は、売却した人の氏名、住所、マイナンバー、売却年月日、売却金額などを記載した支払調書が税務署に提出されます。

一方、金ETFは金額にかかわらず売却があった全員について、特定口座年間取引報告書(特定口座)か支払調書(一般口座)が提出されます。

### ●相続税・贈与税の評価額

金地金や金ETFには、相続税や贈

与税もかかります。

その際の金地金の評価額は、亡くなった日や贈与日の1グラムあたりの買取価格(投資家が業者に売る価格)に所有グラム数をかけて計算します。買取価格は取引業者のホームページで確認できます。

金ETFの評価方法は、上場株式と同じです。①亡くなった日<sup>※4</sup>の終値、②亡くなった日の月の終値の平均額、③亡くなった日の前月の終値の平均額、④亡くなった日の前々月の終値の平均額のうち、最も低い価格に所有口数をかけて評価額を計算します。

### ●取得価額が分からない場合は？

気をつけたいのは、その金地金や金ETFを売るときに、相続・贈与でもらった時期や相続税・贈与税の評価額を、譲渡所得の計算上、取得時期や取得価額とは考えない点です。もとの被相続人や贈与者の、取得時期や取得価額を相続人や受贈者がそのまま引き継ぎます。

昔の購入時の資料が見つからないと、「売った金額×5%」を取得価額とみなして譲渡所得を計算せざるを得ず、税負担が重くなります。

ただし、実務上は領収書や購入明細書などがなくても、客観的な資料からある程度の購入時期が分かれば、それに基づく税申告も認められています。該当する方は、税務署や税理士に相談してみましょう。

※1 継続的に営利目的で売買している場合、雑所得や事業所得になることもある。

※2 特別控除額は、金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円。

※3 公的年金収入が400万円以下の方や年末調整済の給与収入が2000万円以下の方は、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要。

※4 または贈与日。